

(案)

流 福 審 第 3 号

平成30年10月4日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会

会 長 鈴 木 孝 夫

(仮称)「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」
の制定について (答申)

平成30年8月8日付け流障第1459号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 手話は、一つの言語であると規定することに異論はなく、流山市が独自に条例を制定し、その普及の促進を図ることは、共生社会の実現に向け意義があるものと考えます。
- 2 手話は、長い間言語として認められてこなかったため、ろう者が日常生活を送るうえで大きな社会的障壁となっていました。そうした歴史的背景を含めて条例の前文に盛り込んでください。
- また、この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、その普及の促進を目的としていることから、条文は、目的と基本理念を明確にした内容としてください。
- 3 手話は、言語であると同時にコミュニケーション手段でもあり、共生社会の実現に向けた取り組みが重要と考えることから、施策の推進についても明確にしてください。
- 4 市民等の範囲や意味をわかりやすく表現し、普及が進むように配慮をしてください。